

令和 3 年 第 3 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第 7 2 号	霧島市個人情報保護条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 7 3 号	霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 2
議案第 7 4 号	霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について	・・・ 2
議案第 7 5 号	霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 5

議案第72号 霧島市個人情報保護条例及び霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

第1条による霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（当該保有個人情報が情報提供等記録である場合にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び<u>番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録される者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（当該保有個人情報が情報提供等記録である場合にあつては、<u>総務大臣</u>及び<u>番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録される者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

議案第72号

第2条による霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年霧島市条例第31号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

議案第73号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第147号）の一部改正について

改正後		改正前	
(名称及び所在地)		(名称及び所在地)	
第2条 保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	
名称	所在地	名称	所在地
霧島市立横川保育園	霧島市横川町中ノ976番地1	霧島市立横川保育園	霧島市横川町中ノ976番地1
霧島市立中津川保育園	霧島市牧園町上中津川30番1	<u>霧島市立高千穂保育園</u>	<u>霧島市牧園町高千穂3855番55</u>
霧島市立牧園保育園	霧島市牧園町宿窪田330番4	霧島市立中津川保育園	霧島市牧園町上中津川30番1
		霧島市立牧園保育園	霧島市牧園町宿窪田330番4

議案第74号 霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年霧島市条例第247号）の一部改正について

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画で霧島市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種と定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を取得等する者</u> に対し、固定資産税の課税免除をすることにより、本市の産業の開発を促進し、もって住民福祉の向上と雇用の増大に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>本市の過疎地域内に工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館を新設し、又は増設する者</u>
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) <u>産業振興促進区域</u> 法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。	(1) <u>工場</u> 製造の事業の用に供する設備を有する工業生産施設をいう。
(2) <u>情報サービス業等</u> 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第5条の13第6項に規定する業種をいう。	(2) <u>農林水産物等販売業に係る事業所</u> 農林水産物等販売業（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）の用に供する設備を有する施設をいう。

(3) 農林水産物等販売業 法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。

(4) 取得等 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。

(5) 事業者 本市の産業振興促進区域内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を取得等する者をいう。

(便宜の供与)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対し、その事業用地の取得及び工業用水道、輸送施設その他関連施設の整備の促進に努めるとともに、資金及び労務のあっせん等につき協力するものとする。

(固定資産税の課税免除)

第4条 市長は、事業者の行う事業が本市の産業の開発を促進し、もって住民福祉の向上に寄与するものであると認めるときは、当該事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うことができる。

(特別措置の対象)

第5条 固定資産税の課税免除を受けることができる者は、青色申告(所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条第1項に規定するものをいう。)を提出する事業者であって、その事業にあたって取得等をした設備が次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「租特令」という。)第6条の3第9項第1号又は第28条の9第9項第1号に規定する期間内(当該産業振興促進区域がこの期間内に過疎地に該当しないこととなる場合には、この期間の初日からその該当しないこととなる日までの期間)に事業の用に供するもの(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は同法第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は同法第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもの)であること。

(3) 旅館 旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を有する施設をいう。

(4) 増設 既設の工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館の規模を拡大する目的で、同一敷地内又は当該工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館の敷地に隣接する敷地内に工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館を設置することをいう。

(5) 事業者 本市の過疎地域内において工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館を新設し、又は増設する者をいう。

(6) 過疎地域 過疎法第2条第2項の規定により、過疎地域として見なされた区域として公示された地域をいう。

(便宜の供与)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対し、その工場用地、農林水産物等販売業に係る事業所用地又は旅館用地の取得及び工業用水道、輸送施設その他関連施設の整備の促進に努めるとともに、資金及び労務のあっせん等につき協力するものとする。

(固定資産税の課税免除)

第4条 市長は、事業者の行う事業が本市の産業の開発を促進し、もって住民福祉の向上に寄与するものであると認めるときは、当該事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うことができる。

(特別措置の対象)

第5条 固定資産税の課税免除を受けることができる者は、青色申告(所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条第1項に規定するものをいう。)を提出する事業者であって、その新設し、又は増設した工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館の設備が次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「租特令」という。)第6条の3第1項第1号又は第28条の9第1項第1号に規定する期間内(当該過疎地域がこの期間内に過疎地に該当しないこととなる場合には、この期間の初日からその該当しないこととなる日までの期間)に製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供するもの(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は同法第45条第1項の表の第1号の規定による特別償却制度の受ける機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限り)並びに工場用、農林水産物等販売業に係る事業所用又は旅館用の建物及びその附属設備に限る。)であること。

(2) 設備を構成する固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1項第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものの取得等（租特令第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）にあっては、新設又は増設に限る。）をしたこと。

イ 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人が行うもの）にあっては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うもの）にあっては2,000万円とする。）

ロ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

（固定資産税の課税免除の期間及び額）

第6条 固定資産税の課税免除の期間及び額は、前条に規定する _____ 設備を構成する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（ _____ 公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課する年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額とする。

（固定資産税の課税免除適用工場等の指定）

第7条 固定資産税の課税免除を受けようとする事業者は、あらかじめその 取得等をしようとする設備 _____ ごとに、市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 市長は指定の際、必要な条件を付することができる。

（報告）

第8条 市長は指定を受けた 設備 _____ の事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うために必要な報告を求めることができる。

（指定の取消し）

第9条 市長は事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、指定設備 _____ の指定を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消すことができる。

(1) 第5条に該当しなくなったとき。

(2) 一の工業生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備も含む。）、農林水産物等販売業の用に供する設備又は旅館設備であって、これを構成する固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1項第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が、租特令第6条の3第2項又は第28条の9第2項に定める額又は過疎法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号に定める額のいずれか高い額を超えるものであること。

（固定資産税の課税免除の期間及び額）

第6条 固定資産税の課税免除の期間及び額は、前条に規定する 工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館の設備を構成する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域の公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課する年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額とする。

（固定資産税の課税免除適用工場等の指定）

第7条 固定資産税の課税免除を受けようとする事業者は、あらかじめその 新設し、又は増設しようとする工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館の施設 ごとに、市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 市長は指定の際、必要な条件を付することができる。

（報告）

第8条 市長は指定を受けた 工場、農林水産物等販売業に係る事業所又は旅館の事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うために必要な報告を求めることができる。

（指定の取消し）

第9条 市長は事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、工場、農林水産物等販売業に係る事業所若しくは旅館の指定を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消すことができる。

(1) 第5条に該当しなくなったとき。

- (2) 事業の廃止、又は休止があったとき。
- (3) 第7条第2項の規定による条件に違反したとき、又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

- (2) 事業の廃止、又は休止があったとき。
- (3) 第7条第2項の規定による条件に違反したとき、又は市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

議案第75号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(同居の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第11条に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第11条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>

別表（第3条関係）

名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
(略)					
田口団地	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成27	
	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成30	
	霧島市霧島田口845番地2	木造2階建	4	令和3	
(略)					

別表（第3条関係）

名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
(略)					
田口団地	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成27	
	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成30	
(略)					